

# 10.社会福祉施設等に整備する非常用設備等の耐震性（処置要求）

厚生労働省

3億8426万円(背景金額)

## 施設整備 補助金の 概要

- ✓ 厚生労働省は、社会福祉法人等（事業主体）が行う社会福祉施設等（事業所）への非常用自家発電設備及び受水槽等の給水設備（**非常用設備等**）の整備に対して、都道府県又は市町村（都道府県等）が補助する事業に、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金又は社会福祉施設等施設整備費補助金（施設整備補助金）を交付
- ✓ 厚生労働省は、非常用設備等の目的は**地震等の災害による停電・断水時にも社会福祉施設等の機能を維持して入所者等の安全を確保するためのもの**であるため、整備する非常用設備等について**耐震性の確保等に係る必要な措置がなされていることを前提に**、都道府県等は施設整備補助金を交付するなどとしている
- ✓ 一方、厚生労働省の**交付要綱等**では、**非常用設備等の耐震性を確保する必要性等は示されていない**

## 検査の 結果

- ✓ 厚生労働省は、地方厚生（支）局において**耐震性が確保されているか確認することとはしておらず**、15都道府県及び69市区町は、**耐震性が確保されているか確認していなかった**
- ✓ 上記の都道府県等から施設整備補助金の交付を受けた45事業主体は、55事業所に整備した非常用設備等について、請負会社から**耐震性が確保されていることが分かる資料の提出を受けていなかった**
- ✓ 「建築設備耐震設計・施工指針」（耐震設計指針）によれば、設備機器は、原則、地震の際に転倒等しないようにアンカーボルト等により鉄筋コンクリートの基礎等に固定することなどとされているため、上記55事業所の非常用設備等について検証したところ、
  - 非常用設備等がアンカーボルト等により鉄筋コンクリートの基礎に固定されておらず、耐震設計指針に照らすと、耐震対策が行われていない状態となっていた（7事業所）
  - 非常用設備等を固定するアンカーボルトについて、耐震設計指針を用いて耐震設計計算を行ったところ、安全とされる範囲に収まっていた（2事業所）
  - 非常用設備等がアンカーボルトにより固定されているが、使用されたアンカーボルトの強度が不明であるなどのため、耐震性が確保されているか確認できなかった（46事業所）

**必要な耐震性が実際に確保されていない場合は、地震の際に有効に機能しないおそれがある**

## 要求する 処置

- ✓ 都道府県等に対して、事業主体が施設整備補助金により整備する非常用設備等が地震時に転倒することなどがないよう**耐震性を確保する必要があることなどを周知すること**
- ✓ 都道府県等に対して、非常用設備等の耐震性の確保に係る項目を加えたチェックリスト等を示すことにより、地方厚生（支）局において**都道府県等が確認した内容を基に審査できるようにすること**



# 10.社会福祉施設等に整備する非常用設備等の耐震性（処置要求）

厚生労働本省

3億8426万円(背景金額)

## 施設整備補助金の概要

- 厚生労働省は、事業主体が行う社会福祉施設等への非常用設備等の整備に対し、都道府県等が補助する事業に、施設整備補助金を交付
- 非常用設備等の目的は、**地震等の災害による停電・断水時にも、社会福祉施設等の機能を維持し、医療的配慮や日常生活上の支援が必要な入所者等の安全を確保するためのもの**



- 厚生労働省は、事業目的に照らし、整備する非常用設備等について耐震性の確保等に係る必要な措置がなされていることを前提に、都道府県等が施設整備補助金を交付するなどとしている
- 厚生労働省が定めた交付要綱等には、施設整備補助金により整備する非常用設備等について耐震性を確保する必要性等は示されていない

## 要求する処置

- 都道府県等に対して、耐震性を確保する必要があることなどを周知すること
- 地方厚生（支）局において都道府県等が確認した内容を基に審査できるようにすること

## 検査の結果

- 厚生労働省は、地方厚生（支）局において**耐震性が確保されているか確認することとしてはおらず、15都道府県及び69市区町は、耐震性が確保されているか確認していなかった**



- 上記の都道府県等から施設整備補助金の交付を受けた45事業主体（55事業所）は、請負会社から非常用設備等の整備時に**耐震性が確保されていることが分かる資料の提出を受けていなかった**



耐震設計指針によれば、設備機器は、原則、アンカーボルト等により鉄筋コンクリートの基礎等に固定することなどとされているため、上記55事業所の非常用設備等について検証

- 非常用設備等がアンカーボルト等により鉄筋コンクリートの基礎に固定されておらず、耐震設計指針に照らすと、耐震対策が行われていない状態となっていた（7事業所）
- 非常用設備等を固定するアンカーボルトについて、耐震設計指針を用いて耐震設計計算を行ったところ、安全とされる範囲に収まっていた（2事業所）
- 非常用設備等がアンカーボルトにより固定されているが、使用されたアンカーボルトの強度が不明であるなどのため、耐震性が確保されているか確認できなかった（46事業所）

⇒ 必要な耐震性が実際に確保されていない場合は、地震の際に有効に機能しないおそれ

